

住民税とは

住民税の納税額を計算してみよう

個人の住民税額は、以下の流れで毎年5月までに決定され、6月から納税開始となります。

時期	サラリーマンの場合	個人事業主や無職の人など
1月～3月	勤め先の会社から、市区町村役場へ給与支払報告書が送られる。	確定申告を行う際、申告書の住民税に関する項目を記入する。
4月～5月	納税額が決定したら、市区町村から会社へ決定通知書・納付書が送られる。	納税額が決定したら、市区町村から個人へ決定通知書・納付書が送られる。
6月～5月	原則、毎月の給与から天引き。	一括、または年4回に分けて納付。

※サラリーマンであっても、給与所得以外に収入のある方は確定申告が必要になることがあります。

市区町村では一体どのようにして住民税額を決定しているのでしょうか？

ちなみに、「住む場所によって住民税の額が変わる」という話を聞いたことがあるかもしれませんが、基本的には住民税額は全国どこに住んでいても変わらないというのが原則です。

しかし、住民税は自治体の権限で税率を変えることができる為、名古屋市は減税、夕張市は増税というような例外もあります。

それでは具体的に、住民税の計算方法をみていきましょう。

(※)以下では、具体的なシミュレーションも合わせて表記していきます。

【シミュレーションの設定】

- ・居住場所 = 東京都世田谷区
- ・家族構成 = 夫50歳、妻48歳（無職）、長男20歳（学生）、二女17歳（学生）
- ・前年収入 = 5,010,000円
- ・控除項目 = 社会保険料支払額500,000円、生命保険の保険料支払額70,000円

① 給与所得金額を計算する

給与所得とは、その年（1月1日～12月31日）に得た給与収入から、給与所得控除を差し引いた額です。サラリーマンの方で手元に源泉徴収票があれば、「給与所得控除後の金額」という項目に記された額になりますが、もし分からなければ、以下の表に従って計算してください。

給与等の収入金額	給与所得の金額
650,999円まで	0円

651,000 円から 1,618,999 円まで 収入金額－650,000 円
1,619,000 円から 1,619,999 円まで 969,000 円
1,620,000 円から 1,621,999 円まで 970,000 円
1,622,000 円から 1,623,999 円まで 972,000 円
1,624,000 円から 1,627,999 円まで 974,000 円
1,628,000 円から 1,799,999 円まで 計算基準額(※)×60%
1,800,000 円から 3,599,999 円まで 計算基準額(※)×70%－180,000 円
3,600,000 円から 6,599,999 円まで 計算基準額(※)×80%－540,000 円
6,600,000 円から 9,999,999 円まで 収入金額×90%－1,200,000 円
10,000,000 円から 収入金額×95%－1,700,000 円

(※)計算基準額の計算方法

- ① 収入金額÷4,000
- ② ①で求められた額の小数点以下を切り捨てる
- ③ ②で求められた額×4,000

【シミュレーション】

- ・ 計算基準額＝5,010,000 円÷4,000＝1252.5 → 1,252×4,000＝5,008,000
- ・ 給与所得額＝5,008,000×80%－540,000＝3,466,400 円

② 所得控除の額を計算する

扶養親族がいる場合、社会保険料や生命保険などの支払いがある場合は、さらに給与所得から控除できます。早速シミュレーションにそって計算してみましょう。

なお、所得控除の詳細については[住民税の控除とは](#)で解説しています。

【基礎控除】

すべての納税義務者が対象＝330,000 円

【配偶者控除】

配偶者は無職のため控除対象＝330,000 円

【扶養控除】

長男は 20 歳のため控除対象外

二女は 17 歳のため控除対象＝330,000 円

【社会保険料控除】

社会保険料は支払額の全額が控除されます＝500,000 円

【生命保険料控除】

70,000 円×1/4＋17,500 円＝35,000 円

すべての項目を足し算＝1,525,000 円

③ 課税される金額を計算する

①で求めた給与所得金額から、②で求めた所得控除額を引き算します。

3,466,400 円－1,525,000 円＝1,941,400 円

④ 調整控除額を計算する

調整控除額とは、配偶者控除、扶養控除、基礎控除について、所得税と住民税の間に控除額の差が生じているため、その差による影響をなくす目的で平成 19 年から始まった制度で

す。

調整控除は、③で求めた課税される金額が 200 万円以下か、200 万円を超えるかで計算方法が変わります。

【課税される金額が 200 万円以下の人】

1. 所得税との人的控除額の差の合計

2. 課税される金額

市区町村民税 = 1 と 2 のいずれか小さい金額 × 3%

都道府県民税 = 1 と 2 のいずれか小さい金額 × 2%

【課税される金額が 200 万円を超える人】

1. 所得税との人的控除額の差の合計

2. 課税される金額 - 200 万円

市区町村民税 = (1 - 2) (5 万円を下回る場合は 5 万円) × 3%

都道府県民税 = (1 - 2) (5 万円を下回る場合は 5 万円) × 2%

【シミュレーション】

③で求めた金額は 1,941,400 円なので 200 万円以下です。人的控除額は、

「配偶者控除 50,000 円」

「特定扶養控除 180,000 円」

「一般扶養控除 50,000 円」

「基礎控除 50,000 円」

合計で 330,000 円となります。これを計算式に当てはめると、

市区町村民税 = 330,000 円 × 3% = 9,900 円

都道府県民税 = 330,000 円 × 2% = 6,600 円

※住民税と所得税の人的控除額の差については、[住民税の控除とは](#)で詳しく解説します。

⑤ 住民税額を計算する

住民税は都道府県民税と市区町村民税を合わせたものです。そしてそれぞれに「所得割」「均等割」「調整控除」があります。

これまでシミュレーションしてきた数字を当てはめ計算してみます。

	所得割	均等割	調整控除
市区町村民税	$1,941,400 \text{ 円} \times 6\%$ = 116,484 円	1,000 円	9,900 円
都道府県民税	$1,941,400 \text{ 円} \times 4\%$ = 77,656 円	3,000 円	6,600 円
合計	194,140 円	4,000 円	16,500 円

合計の欄を横に計算しますと、

$194,140 \text{ 円} + 4,000 - 16,500 \text{ 円} = 181,640 \text{ 円}$

これが、1 年間に納税する住民税額となります。

退職または就職することで住民税の納付方法が変わる！？

サラリーマンは毎月の給与から住民税が天引きされます。これを特別徴収といいます。会社を退職すると（正確には給与支給がなくなると）、特別徴収はできなくなります。

この場合、残ってしまった住民税はどのように納付するのでしょうか？

住民税の納付方法には「特別徴収」と「普通徴収」の2種類しかありませんので、納税義務者（あなた）がそのどちらかを選択して納付することになります。

退職する場合は、以下3つのどれかを選んで手続きを行います。

①最後の給与で残りの住民税を一括天引きしてもらう

会社を辞めることが決まったら会社の給与担当者に相談して、退職月の給与で残りの住民税を一括天引きしてもらいます。

例えば退職する月が5月なら、丁度住民税の納付が終わる月なので5月分の住民税が天引きされるだけですが、4月退職だと4月分と5月分を合わせて天引き、3月退職なら3月分、4月分、5月分を合わせて天引きとなります。

6月退職だと1年分の住民税を一括納付することになりますので、自らのお財布状況を加味したうえで相談しましょう。

②次の会社で特別徴収してもらう

退職後に既に次の会社の入社が決まっているなら、入社する会社で特別徴収を継続してもらうことができます。

退職する会社と入社する会社の事務担当が何月分の住民税から引き継ぐのかを話し合ってくれるのが一番楽であり間違いがないのですが、それができないなら退職する会社側で「退職に伴う普通徴収への切り替え」手続きを行ってもらいます。

その後、入社する会社で普通徴収から特別徴収の切り替え手続きを行ってもらえば、結果として特別徴収を継続したことになります。但し退職から入社までに1ヶ月以上の間が開く場合は、退職会社でその分の住民税を天引きしてもらう、または普通徴収として納付する必要があります。

③普通徴収で納付する

退職する際に給与担当者に「残りの住民税は自分で納付します。」と伝えれば、特別徴収から普通徴収に切り替えてくれます。

会社が手続きしてくれますので自分では特に何もすることはありませんが、後日、市区町村役場から住民税の納付書が送られてきますので、期日までに銀行・郵便局などで納付し

なくてはなりません。

※ちなみに会社によっては、もともと特別徴収していない場合もありますので、その場合は退職に伴う手続きはありません。

会社に就職した場合はどうなるのか？

もし入社する会社が特別徴収を実施しているなら「住民税額の決定通知書」を会社に提出すれば後の手続きは会社が行ってくれますが、この場合以下のことに注意が必要です。

- ① すでに納付期限が過ぎているものは特別徴収に切替できない。
- ② 特別徴収として徴収（給与天引き）されるには申請から2ヶ月程度かかる。

きちんと申告すれば節税になる住民税の所得控除

住民税の課税対象額（課税される金額）を求める場合は、所得金額から所得控除を引算します。

$$\text{課税される金額} = \text{所得金額} - \text{所得控除}$$

つまり、所得控除が多ければ多いほど課税される金額が少なくなるのです。

以下では住民税の所得控除の種類と控除額について解説します。

控除の種類	控除を受ける為の条件	控除される金額
雑損控除	災害や盗難などで資産に損害を受けた場合	①(損害金額－保険補填金)－(所得金額×1/10) ②個人支出－5万円 ①または②の金額の多い方
医療費控除	医療費を支払った場合	(支払った医療費－保険補填)－(所得金額×5/100)と10万円のいずれか少ない方 (控除限度額200万円)
社会保険料控除	国民健康保険・国民年金・介護保険料などの社会保険料を支払った場合	支払った金額すべて
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法で定められた特定の共済契約の掛金や地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金などを支払った場合	支払った金額すべて

		生命保険・個人年金保険料のそれぞれにつて
生命 保険 料 控除	生命保険や簡易保険、個人年金保険などの保険料を支払った場合	①15,000 円以下の場合には全額 ②15,000 円超え 40,000 円以下の場合には、支払った保険料×1/2+7,500 円 ③40,000 円超え 70,000 円以下の場合には、支払った保険料×1/4+17,500 円 ④70,000 円を超える場合は、35,000 円
地震 保険 料 控除	損害保険における地震保険料を支払った場合	①50,000 円以下の場合、支払った保険料×1/2 ②50,000 円超えの場合、25,000 円
障害 者控 除	本人や控除対象配偶者、扶養親族に障害者がいる場合	1 名につき 26 万円 ※特別障害者は 30 万円
寡婦 控除	夫と離婚または死別(生死不明含む)してその後婚姻しておらず扶養親族がいる場合	26 万円 ※左記条件のうち夫と死別していて年収 500 万円以下の場合には 30 万円
寡夫 控除	妻と離婚または死別(生死不明含む)してその後婚姻しておらず、年収 500 万円以下で、同一世帯の子供(年収 38 万円以下)がいる場合	26 万円
勤労 学生 控除	年収 65 万円以下の勤労学生	26 万円
配偶 者控 除	年収 38 万以下の配偶者	①一般の控除対象配偶者は 33 万円 ②70 歳以上の控除対象配偶者は 38 万円

年収 38 万円超え 76 万円未満の配偶者の場合、以下の通り

	所得金額	控除額
配偶 者特 別 控除	380,001 円～449,999 円	330,000 円
	450,000 円～499,999 円	310,000 円
	500,000 円～549,999 円	260,000 円
	550,000 円～599,999 円	210,000 円
	600,000 円～649,999 円	160,000 円
	650,000 円～699,999 円	110,000 円
	700,000 円～749,999 円	60,000 円
	750,000 円～759,999 円	30,000 円
扶養 控除	年収 38 万円以内で 16 歳以上の扶養親族、以下の通り	
	種類	控除額

一般の控除対象扶養親族 16 歳以上 19 歳未満および 23 歳以上 70 歳未満	330,000 円
特定扶養親族 19 歳以上 23 歳未満	450,000 円
老人扶養親族 70 歳以上	380,000 円
同居老親等 同居している老人扶養親族	450,000 円

基礎控除 すべての納税義務者 33 万円

理由のない滞納者にはかなり厳格な処置が待っている。

現在会社勤めで給与から住民税が控除されている人は、滞納することも延滞金がつくこともありません。（※徴収した会社が納税しないと会社に対して延滞金はつきます。）しかし個人事業主や無職の人の場合、自分で納付する必要があるため、ついうっかり払い忘れることがあったり、または意図的に払わないこともできるわけですが、実際に住民税を滞納するとどうなるのでしょうか？

以下は一般的な住民税滞納者への処分の流れです。

督促・催促

納付期限が過ぎてから 20 日以内に督促状が郵送で届きます。納付期限が過ぎると延滞金もかかります。延滞金は税額の 14.6%（※最初の 1 ヶ月は 4.3%）になります。

財産調査

再三の督促・催促を無視したり、分割払いの約束をしたのにそれも守らなかったりすると、財産調査が始まります。滞納者の勤め先、口座を持つ金融機関などに調査票が送られます。

財産の差し押さえ

調査の結果、差し押さえ可能な財産があれば強制執行されます。例えば給与の差し押さえだと、勤め先で差し押さえ分を給与から控除し、勤め先が自治体に振り込むという形になります。

ここまできるとは 2 年～3 年以上の滞納がある場合に限られますが、財産が差し押さえられるととても日常生活を送るには厳しい状況となるでしょう。

会社員と個人事業主（または無職）の人では納付方法が違う！？

住民税額の計算方法でも解説しましたが、個人の住民税は、以下の流れで毎年 5 月までに

決定され、6月から納税開始となります。

時期	サラリーマンの場合	個人事業主や無職の人など
1月～3月	勤め先の会社から、市区町村役場へ給与支払報告書が送られる。	確定申告を行う際、申告書の住民税に関する項目を記入する。
4月～5月	納税額が決定したら、市区町村から会社へ決定通知書・納付書が送られる。	納税額が決定したら、市区町村から個人へ決定通知書・納付書が送られる。
6月～5月	原則、毎月の給与から天引き。	一括、または年4回に分けて納付。

※サラリーマンであっても、給与所得以外に収入のある方は確定申告が必要になることがあります。

つまり住民税は、毎年6月から納付がスタートして翌年の5月に完納するわけですが、サラリーマンの場合だと、毎月の給与から月割りの住民税が天引きされるのに対し、個人事業主や無職の人の場合は、納付書にて一括納付、または年4回に分けて支払うことになります。

サラリーマンの様に毎月の給与から住民税が天引きされることを「特別徴収」、納付書にて支払う事を「普通徴収」といいます。

特別徴収の場合、会社がすべての手続きを行い、徴収・納付まで行いますので、納税義務者（あなた）は特に何もする必要がありません。ただし、勤め先以外からも収入がある場合は確定申告を行い、申告により住民税を特別徴収、または普通徴収にて納付する必要があります（[副収入の住民税](#)を参照）。

一方、個人事業主や無職の人は上の表の様に確定申告を行い、5月中に送られてくる納付書（一括納付用、第1期納付用）にて銀行・郵便局などの金融機関で納付します。

第1期の納付期限は6月末、第2期は8月末、第3期は10月末、第4期は1月末となります。

なお、会社を退職して「特別徴収」から「普通徴収」に切り替わったり、またその逆であったり、年の途中で納付方法が変わる場合があります。これらについては[退職や就職した場合の手続き](#)で詳しく解説します。

引越しても前の住所で住民税納付書が届く！？

例えばA市からB市に引っ越したとします。当然住民税の請求もA市からB市に切り替わるところですが、住民税の場合、納税する年の1月1日に住んでいた自治体に納付する特徴があります。

つまり引っ越した後でも、住民税については以前住んでいた自治体から納付書が届くのです。

（※）サラリーマンなど会社から住民税が天引きされている方は、引越し後に会社に住所変更を申請するだけで原則あとは会社が処理します。

もちろん引っ越しにともない役所への転出・転入届の提出が必要になります。

仮にこの手続きを行わずにいると、引越し前の自治体から請求されつづけることになりま
す。

(※) 住民基本台帳法により住民地が変わった場合は速やかに転出・転入届を提出するこ
とが義務付けられています。これに違反すると最大で 50,000 円の過料を取られる可能性が
あります。

アルバイトでも収入があれば課税対象に

住民税は、年末調整または確定申告の後に、その申告内容が市区町村役場に送られ計算さ
れます。

住民税は年収 100 万円が分かれ目

住民税には「給与所得控除 65 万円」というものがあります。これは 1 年間の総収入から 65
万円を引いた金額に課税するというので、この金額が 35 万円以下だと非課税になります
(※市区町村によって異なる場合があります)。

例えば年収 100 万だったら、 $100 \text{ 万円} - 65 \text{ 万円} = 35 \text{ 万円}$ となり、住民税は非課税です。

アルバイトでも給与天引き！？

会社は従業員を雇う場合、正社員、アルバイト、パートなどの身分にかかわらず、住民税
を特別徴収（給与天引き）する義務があります。